

AMCoR

Asahikawa Medical University Repository <http://amcor.asahikawa-med.ac.jp/>

卒業研究抄録集(看護学科) (2016.12) 平成28年度:1-2.

改正臓器移植法施行後の看護学生の臓器提供意思に関する実態調査

遠藤 美夢, 大崎 遥

改正臓器移植法施行後の看護学生の 臓器提供意思に関する実態調査

遠藤美夢 大崎 遥
(指導：神成陽子)

緒言

2010年7月に改正臓器移植法が全面施行され、本人の意思が不明な場合でも家族の承諾があれば臓器提供が可能となり、さらに15歳未満の脳死臓器提供も可能となった。2010年から2年間の脳死後の臓器提供数のうち約8割が家族の承諾による提供であり、臓器提供に関し明確に意思表示することや、家族間で意思を共有することが法改正前よりも重要となった。また、看護学生(以下、学生)は、将来、看護職者として臓器提供に対する本人・家族の意思を聞くことや、移植コーディネーターとして移植医療に関係することが考えられる。しかし、法改正後の学生の臓器提供意思に関する報告は少ない。そこで、本研究では法改正後の学生の臓器提供意思の実態について調査することを目的とする。

方法

研究対象：P医科大学看護学科1～4学年の学生
調査内容：先行研究^{1)～3)}を参考に質問紙を作成した。構成は学生の①自分自身の臓器提供に関する意思決定および意思表示、②家族間での臓器提供に関する意思の共有、③臓器移植・臓器提供に対する知識、④臓器提供への関心や考え、⑤移植医療に関する知識の必要性の認識とした。

データ収集期間および方法：平成28年8～9月に留め置き法で実施した。

分析方法：各項目は単純集計を行った。臓器提供意思を目的変数、臓器提供に関する知識・関心を独立変数とし(図1)、目的変数と独立変数間、目的変数間の関連についてカイ2乗検定、臓器提供意思と知識の関連についてはMann-Whitney U検定を行った。

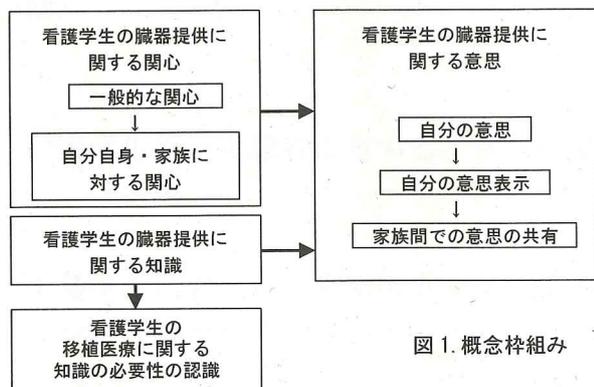


図1. 概念枠組み

倫理的配慮：研究の目的・方法、匿名性の保証、研究への参加の自由意思、協力を拒否しても不利益を被らないこと、回答をもって協力の同意が得

られたものとして扱うこと、調査終了後、回答は破棄することを書面および口頭で説明した。

結果および考察

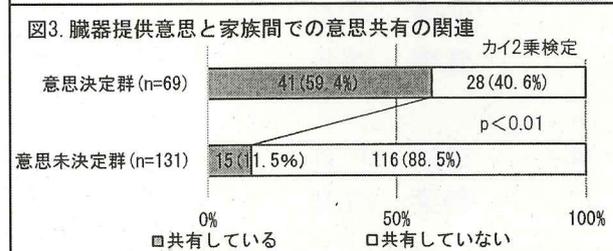
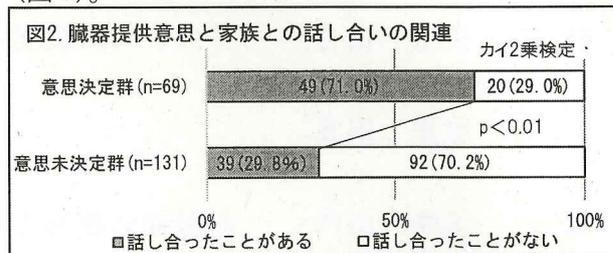
220名に配布し、210名から回収した(回収率95.5%)。うち有効回答は200名(有効回答率95.2%)であった。

1. 学生の臓器提供意思について

臓器提供の意思が決まっている学生(以下、意思決定群)は69名(34.5%)、臓器提供の意思が決まっていない学生(以下、意思未決定群)は131名(65.5%)であった。意思決定群の中で、臓器提供意思表示カードなど公的に意思表示をしていない学生は31名(47.0%)であった。意思が決まっていない、意思表示をしていない上位の理由は「今はまだ考えられない、考えたくないから」(39.7%)、「臓器提供についてよく知らないから」(32.1%)であった。知識提供を行うことで意思決定や意思表示の必要性の理解につながり、意思決定や意思表示をする学生の割合が増加すると考えられる。

2. 臓器提供意思に関する家族間での共有

意思決定群、意思未決定群で家族と話し合ったことのある割合には有意差($p=0.000$)があった(図2)。また、両群で臓器提供意思を家族間で共有している割合には有意差($p=0.000$)があった(図3)。



上記の結果より、自分自身の臓器提供の意思決定は家族との話し合い、家族間での臓器提供意思の共有と関連していると考えられる。渡邉ら⁴⁾は家族間で意思表示を事前に確認しあうことを啓発する必要性について述べている。本研究結果は、家族との話し合い、家族間での意思の共有が臓器提供の意思決定の動機づけになっていることを

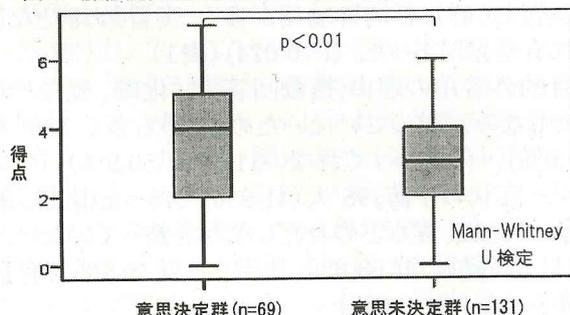
示唆している。したがって、家族間で臓器提供意思を共有していくためには、自分の臓器提供意思が決まっていることと家族と臓器提供について話し合うことが重要であると考えられる。

日本臓器移植ネットワーク⁵⁾などの機関によって臓器移植・臓器提供について普及啓発が行われているが、寺林ら⁶⁾は中学2年生の子供の意思を知っている、または話したことがある保護者が少ないと述べている。本研究の対象200名のうち意思未決定群が131名(64.5%)と2/3を占めており、家族と話し合ったことがある学生は88名(44.0%)と半数以下であった。また、家族間で臓器提供の意思を共有しているのは56名(28.0%)であった。しかし、自分自身や家族の臓器提供について考えたことがあると答えた学生が148名(74.0%)と7割を超えていた。また、家族間の臓器提供意思を共有していない144名(72.0%)のうち今後しようと思っている学生は85名(59.0%)であった。家族間での意思を共有していくことは課題ではあるが、学生に知識提供を行うとともに学生を通して家族間の意思共有を促す働きかけを行うことで意思の共有が進んでいくと考えられる。

3. 臓器提供意思と知識の程度、関心の関連

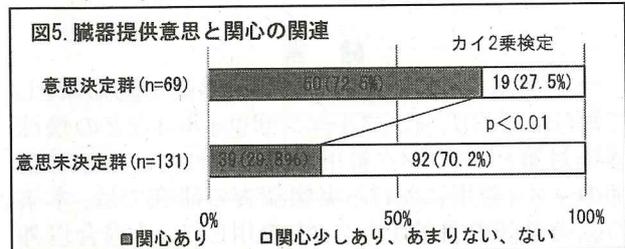
学生の臓器提供に関する知識問題では平均3.25点/8点(8問)であった。意思決定群、意思未決定群の得点の比較では、意思決定群の中央値4.00点、意思未決定群3.00点であり、両群の知識の程度には有意差($p=0.008$)があった(図4)。改正臓器移植法に関する知識問題(8問中5問)では意思決定群の中央値3.00点、意思未決定群2.00点であり、両群には同様に有意差($p=0.025$)があった。したがって、臓器提供の意思決定は知識の程度と関連していると考えられる。これは、臓器提供に関する知識を持つことが意思決定の動機づけになっているためであると考えられる。

図4. 臓器提供意思と知識の関連(8問)



本研究では臓器提供についての関心が「ある」「少しある」と答えた学生は182名(91.0%)と9割を超えていた。しかし、その中で「ある」と答えた学生は89名(44.5%)であり、明確に関心を持つ学生は半数以下であると考えられる。また、臓器提供意思と関心について意思決定群、意思未決定群で臓器提供に関心がある割合には有意差($p=0.000$)があり(図5)、法改正後の学生の臓器提

供意思は関心に関連していると考えられる。畠山ら¹⁾は臓器提供に関心を持つことが意思決定の動機づけになっていることを述べており、本研究からも明確に関心を持つことで意思決定が促されていくと考えられる。



4. 将来看護職者になる者としての認識

学生は192名(96.0%)が移植医療に関する知識の必要性があると回答した。その上位の理由は「将来、看護職者として臓器提供の意思決定場面に立ち会う可能性があるから」(88.5%)、「自分自身がドナーやレシピエントとなり得ることが考えられるから」(72.9%)、「家族の臓器提供の意思決定を行う可能性があるから」(65.1%)であった。臓器提供の意思決定場面において、家族間で意思の共有が図られていない場合や残された家族が本人の意思を知らない場合、決断が困難になることや本人の意思が尊重できないという問題が生じることが考えられる。新田⁷⁾は臓器提供に関する看護上の医学的・倫理的・社会的な判断能力に関する知識は、臓器提供に対する肯定的態度に寄与することを示唆している。多くの学生は、移植医療に関する知識の必要性を認識しているため、学生1人1人が知識を深めることで、将来看護職者として、患者、患者の家族の意思決定を支援することにつながると考えられる。

謝辞

本研究に多大なご協力をいただいたP医科大学看護学科の学生の皆様に心より感謝申し上げます。

引用文献

- 1) 畠山義子・小林真澄(2005):看護学生の臓器移植に関する意識調査, 山梨県立看護大学短期大学部紀要, 11(1):125-136
- 2) 太田尚伸・鍵市友香・山田浩美 他(2010):一般病棟看護師の臓器移植に関する意識調査, 日本看護協会論文集, 41, 看護総合:104-107
- 3) 柴田和恵・高橋ゆかり・鹿村眞理子(2007):中高年の臓器移植に対する意識調査, 一自分と家族に対する意思の性差一, 日本看護協会論文集, 38, 看護総合:129-131
- 4) 渡邊和誉・宇佐美眞(2007):神戸大学医学部保健学科生の移植医療に関する意識の変遷, 移植, 44(5):446-453
- 5) 日本臓器移植ネットワーク, <http://www.jotnw.or.jp/> 2016.6.30
- 6) 寺林和哉・福澤征爾・渡部大地(2011):改正臓器移植法に伴う臓器提供に関する中学生とその保護者の意識調査～脳死下で15歳未満の臓器移植が可能になったことを踏まえて～, 平成23年度旭川医科大学医学部看護学科卒業研究論文集:7-8
- 7) 新田純子(2007):看護師の臓器提供に対する態度と関連要因, 日本看護科学会誌, 27(3):30-38